

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

下福田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下福田地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

下福田地区地区整備計画区域	A地区	(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場
	B地区	(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートルを超えるもの (6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (8) ホテル又は旅館 (9) 自動車教習所 (10) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (11) 自動車修理工場 (12) 集会場 (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (14) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）

別表第3に次のように加える。

下福田地区地区整備計画区域	全地区	120平方メートル
---------------	-----	-----------

別表第4 神明若宮地区地区整備計画区域の項、下鶴間高木地区地区整備計画区域の項及び下鶴間山谷北地区地区整備計画区域の項中「外壁又はこれに代わる柱」を「外壁等」に改め、同表つきみ野6丁目地区地区整備計画区域の項中「以上」及び「とする」を削り、「外壁又はこれに代わる柱」を「外壁等」に改め、同表に次のように加える。

下福田地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分を除く。）までの距離にあつては、0.75メートル（面積が120平方メートル未満の敷地を除く。）、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
---------------	-----	---

別表第5に次のように加える。

下福田地区地区整備計画区域	B地区	地盤面から15メートル
---------------	-----	-------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。